



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

| 令和8年7月17日（金） 岐阜県発表資料 |       |       |                                                  |
|----------------------|-------|-------|--------------------------------------------------|
| 担 当 課                | 担 当 係 | 担 当 者 | 電 話 番 号                                          |
| 環境管理課                | 大気環境係 | 上島    | 内 線 2985<br>直 通 058-272-8232<br>FAX 058-278-2610 |

## 大気汚染注意報（光化学スモッグ注意報）発令（第1報）

本日、14時10分、可茂地域（美濃加茂市及び可児市）について、オキシダントによる大気汚染注意報を発令しました。

これは、当該地域のオキシダント濃度が、14時現在、発令基準0.12ppm以上となったことによるものです。

当該地域の主要工場（13施設）に対して、排出ガス量及び揮発性有機化合物の削減をすよう協力を求めました。

### 記

○発 令 基 準      注意報    1時間値が0.12ppm以上の状態になった場合

|       |         |           |
|-------|---------|-----------|
| 14時現在 | 測定局     | 測定値   ppm |
| 可茂地域  | 美濃加茂測定局 | 0.121     |

### ○主 要 工 場

可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパークエコリサイクルプラザ等13施設

### ○光化学オキシダントが高濃度となった理由

高気圧に覆われ日射が強く、気温が上昇したためと思われる。

[気象の状況]

|           |      |                            |
|-----------|------|----------------------------|
|           | 美濃加茂 | 7月17日13時00分現在<br>(岐阜地方气象台) |
| 気温    °C  | 35.3 |                            |
| 降水量   mm  | 0.0  |                            |
| 風向        | 西南西  |                            |
| 風速    m/s | 1.1  |                            |

### ○本年度における発令状況

今回の発令で、注意報は今年度初。

### ○解 除 通 知    発令基準以下となった時点で通知

## 参考資料

### ○光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどが生されるが、ほとんどはオゾン $O_3$ である。）であり、これらの物質によって二次的に生成したスモッグを光化学スモッグという。

ここでいうオゾンは、いわゆるオゾン層のオゾンとは違って、地上で我々が生活する高さ（県の測定局では10m以下の高さで測定している。）に存在するものである。

光化学オキシダントは、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度となりやすい。

### ○人体への影響

光化学オキシダントが高濃度になると、目の刺激、気管支の異常感あるいは呼吸困難といった被害が発生することがあるが、ほとんどが比較的軽症の一過性のものである。

### ○県内の監視体制

県内20カ所でオキシダントの常時測定を行っている。

なお、測定データ、光化学スモッグ注意報等発令時の注意などは、岐阜県のホームページに掲載している。

岐阜県ホームページURL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/299.html>

（県庁トップ>環境>大気環境の保全>本日の大気環境）

### ○過去の注意報発令状況

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 平成25年 | 発令なし                              |
| 平成26年 | 発令なし                              |
| 平成27年 | 発令なし                              |
| 平成28年 | 8月18日発令                           |
| 平成29年 | 発令なし                              |
| 平成30年 | 8月4日発令                            |
| 令和元年  | 5月27日発令（岐阜地域、中濃地域、西濃・羽島地域）        |
| 令和2年  | 6月4日発令（中濃地域）                      |
| 令和3年  | 発令なし                              |
| 令和4年  | 発令なし                              |
| 令和5年  | 5月18日発令（岐阜地域、西濃・羽島地域、西濃南部地域、中濃地域） |
| 令和6年  | 8月2日発令（西濃南部地域）                    |
| 令和7年  | 発令なし                              |

### ○注意報の発令

注意報は、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上となり、かつ気象状況等からその状況が継続すると判断されるときに発令するもので、

- ①ばい煙排出者に対しては、排出ガス量を20%程度削減するよう協力を求める。揮発性有機化合物排出者に対しては、揮発性有機化合物の管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について協力を求める。
- ②学校、住民（市町村を通じて）に対しては、屋外での活動を中止して屋内に避難すること、外出をできるだけ避けること、目や喉などに刺激を感じた場合には洗眼やうがいをするともに、最寄りの保健所に連絡することなどを呼び掛ける。